

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文(傍線部分は改正部分)
实用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)(第三条関係)

改正案

第二十七條(差止請求権)(略)
实用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物のプログラム等(特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。)を含む。以下同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができ

第二十八條(侵害とみなす行為)
登録实用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為は、当該实用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

第三十三條(回復した实用新案権の効力の制限)
前三條第二項の規定により回復した实用新案権の効力は、第三條第一項の規定により回復の登録前における次に掲げる行為に及ばない。
一(略)
二 当該登録实用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

第四十四條(再審により回復した实用新案権の効力の制限)
無効にした实用新案登録に係る实用新案権が再審により回復したときは、实用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。
一(略)
二 善意に、当該登録实用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為

第四十八條(外国語でされた国際实用新案登録出願の翻訳文)
外国語の先用新案登録出願(以下「先用新案登録出願」という。)の出願人は、条約(以下「条約」という。)の規定する国(以下「条約国」という。)の先用新案登録出願(以下「先用新案登録出願」という。)の前条第一項の規定する国(以下「先用新案登録出願国」という。)の先用新案登録出願(以下「先用新案登録出願」という。)の規定する国(以下「先用新案登録出願国」という。)

現行

第二十七條(差止請求権)(略)
实用新案権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物のプログラム等(特許法第二条第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。)の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができ

第二十八條(侵害とみなす行為)
登録实用新案に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為は、当該实用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

第三十三條(回復した实用新案権の効力の制限)
前三條第二項の規定により回復した实用新案権の効力は、第三條第一項の規定により回復の登録前における次に掲げる行為に及ばない。
一(略)
二 当該登録实用新案に係る物品の製造にのみ使用する物の生産、譲渡し、貸渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第四十四條(再審により回復した实用新案権の効力の制限)
無効にした实用新案登録に係る实用新案権が再審により回復したときは、实用新案権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。
一(略)
二 善意に、当該登録实用新案に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為

第四十八條(外国語でされた国際实用新案登録出願の翻訳文)
外国語の先用新案登録出願(以下「先用新案登録出願」という。)の出願人は、条約(以下「条約」という。)の規定する国(以下「条約国」という。)の先用新案登録出願(以下「先用新案登録出願」という。)の前条第一項の規定する国(以下「先用新案登録出願国」という。)

る。及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなればならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外国語実用新案登録出願（当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く。）にあつては、当該書面の提出の日から二月（以下「翻訳文提出特例期間」という。）以内に、当該翻訳文を提出することができる。

3 2 (略)
3 国内書面提出期間（第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間。次項において同じ。）内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

4 (略)
5 (略)

2 第四十八條の五（略）
（書面の提出及び補正命令等）

1 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。
四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間（前条第一項ただし書の外国語実用新案登録出願にあつては、翻訳文提出特例期間）内に提出しないとき。
3 (略)
4 (略)
5 (略)

、日から二年六月。以下「国内書面提出期間」という。前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三条(2)に規定する明細書の請求の範囲（図面）中の説明に限る。）及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

3 2 (略)
3 国内書面提出期間内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

4 (略)
5 (略)

2 第四十八條の五（略）
（書面の提出及び補正命令等）

1 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。
四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出しないとき。
3 (略)
4 (略)
5 (略)